チェックリスト

＜1. 猪名寺駅前東地区地区計画（ □Ａ地区 　□Ｂ地区 　□Ｃ地区 ）＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令、「決定された際」=当初告示日(1988.1.8) （参考）建築条例当初施行日1989.1.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目  下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容  （自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の 用途の制限 | 法別表第2中次に掲げる建築物は建築してはならない。   1. 工場（政令＝令130条の6で定めるものを除く。） [(に)項第2号] 2. 自動車教習所 [(に)項第5号] 3. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 [(に)項第6号] 4. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの   [(ほ)項第2号]  ただし、市長が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでない。（条例で規定） | 用途  □住宅  □事務所  □店舗  □その他 | 適・否 |
| 容積率の 最高限度 | □A・B地区  敷地面積が300㎡未満の場合　200％  □C地区　　規定なし | 敷地面積　　　　　　㎡  延べ面積  　　　　　　　　　　㎡ 容積率　　　　　　　％ | 適・否 |
| 建蔽率の 最高限度 | □A・B地区  敷地面積が300㎡以上の場合　50％  ただし、敷地面積300㎡未満の建築物及び法第53条第5項第2号又は第3号に該当する場合はこの限りでない。（条例で規定）  ※角地緩和適用の敷地（市法施行細則第19条）は60％  □C地区　　規定なし | 建築面積  　　　　　㎡ 建蔽率　 　　　　　％ | 適・否 |
| 建築物等の 高さの 最低限度 | □A地区　9ｍ　　□B地区　6ｍ  ただし、下記の場合は適用しない。  ・地区計画が決定された際に、現に存する所有権その他の権利に基づく土地の全てを、建築物の一の敷地として使用するならば、敷地面積が300㎡に満たなくなる場合  ・公益上必要と市長が認めた場合  ・鉄道高架下における建築物である場合（A地区）  □C地区　規定なし | 最高高さ　　　　　　ｍ  （適用除外）  □地区計画決定時、 敷地面積300㎡未満  □公益上必要と市長が認めた場合  □鉄道高架下における建築物 | 適・否 |
| 壁面の位置 の制限 | 計画図に表示する部分の道路に面する建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面又は門若しくはへいは、道路境界線から1ｍ以上離すものとする。 | 道路境界線からの有効距離  　　　　　　　　　　ｍ | 適・否 |
| 建築物等の 形態又は色彩 その他の意匠の制限 | 建築物等の形態並びに屋根及び外壁の意匠は、周辺の景観と調和のとれたものとする。  （参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）  18m以下の部分  R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下  その他 明度：5以上 彩度：2以下  無彩色 　　　 指定なし  18mを超える部分  R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下  その他 明度：7以上 彩度：2以下  無彩色 　　　 明度：7以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）  　　　　　　　　　（　　　　 ）  　　　　　　　　　（　　　　 ）  マンセル値不明、その他の場合  □参考色彩基準に準じた意匠とし、 その他下記のとおり配慮します。  （配慮事項） | 適・否 |
| 垣又はさくの構造の制限 | 道路に面する垣又はさくは、生垣（透視可能なネットフェンス類を併用する場合を含む。）とする。 | 道路に面する垣、さく　 有・無  　　　構造 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理